

第4次下関市男女共同参画基本計画の計画期間の延伸について

1 趣旨

令和7年度を計画の最終年度としている「第4次下関市男女共同参画基本計画」の計画期間を1年間延伸し、終期を令和8年度に変更するもの。

- 2 計画期間 【変更前】令和3年度から令和7年度まで（5年間）
【変更後】令和3年度から令和8年度まで（6年間）

3 理由

国及び県の現行の男女共同参画基本計画の計画期間は、いずれも令和7年度までであり、同年度に令和8年度からの新たな計画を策定する予定となっている。

本市の計画は市独自のものではあるものの、「男女共同参画社会基本法」に基づくものであり、同法第14条第3項では、市町村は国及び都道府県の計画を勘案して計画を定めるように努める旨が定められているため、国や県の計画の内容を無視することはできない。

また、近年、男女共同参画に関する政策は急速に変化しており、本市の計画を同時期に策定すれば、国や県の動向を反映することが難しく、本市の施策との整合性がとれなくなる可能性がある。

このため、本市では国及び県の新たな計画が策定された後、その内容を十分に踏まえたうえで次期計画を策定することとした。これに伴い、現行の「第4次下関市男女共同参画基本計画」の計画期間を1年間延伸し、令和8年度までに変更するもの。

4 計画の指標について

計画の目標値、目標年度は現状のままとし、計画の最終年度（令和7年度）での達成を目標にしている指標については、目標値は現状のままとし、目標年度は最終年度である令和8年度とする。

5 その他

計画期間の延伸については、令和7年3月5日に開催した令和6年度第2回下関市男女共同参画協議会において承認済み。